法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表静岡地方法務局の部同地方法務局の款島田出張所及び藤枝出張所の項を削り、同部掛川支局の款同支局の項中「牧之原市の内　榛原郡の内　吉田町」を削り、同款の次に次のように加える。

藤枝	（藤枝）	静岡県 藤枝市
		静岡県の内 島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「清水出張所、島田出張所及び藤枝出張所」を「藤枝支局及び清水出張所」に改め、「並びに同地方法務局掛川支局管内静岡県牧之原市及び榛原郡吉田町に属する地域内の商業登記の事務」を削り、同条第四項を削る。

第三条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一静岡人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。

静岡県の内 静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、榛原郡川根本町

別表第一掛川人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。

静岡県の内 掛川市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を次のように改正する。

別表第一静岡人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。

静岡地方法務局及び藤枝支局の戸籍及び公証に関する管轄区域

別表第一掛川人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。

静岡地方法務局掛川支局の戸籍及び公証に関する管轄区域

附　則

この省令は、平成二十七年一月十三日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

○外務省令第十五号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一中

アゼルバイジャン	イタリア
マナト	ユーロ
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
46	44.50
24	23.50
49	47.00
6	5.50
24	23.50
20	19.50
36	34.50
10	9.50
10	9.50
16	15.50
36	34.50
37	35.00
14	13.50
20	19.50
36	34.50
31	29.50
8	7.00
11	10.00
17	16.50

を

別表第二中

アゼルバイジャン	アルメニア	イタリア
マナト	ドラム	ユーロ
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
46	24,780	44.50
24	13,040	23.50
49	26,090	47.00
6	3,040	5.50
24	13,040	23.50
20	10,870	19.50
36	19,130	34.50
10	5,220	9.50
10	5,220	9.50
16	8,700	15.50
36	19,130	34.50
37	19,570	35.00
14	7,390	13.50
20	10,870	19.50
36	19,130	34.50
31	16,520	29.50
8	3,910	7.00
11	5,650	10.00
17	9,130	16.50

に、

リトアニア
リタス
遺産の額の2／100
154
81
162
19
81
68
119
32
32
54
119
122
46
68
119
103
24
35
57

を